

8 法人の事業税

(1) 事業税額等に関する調

区分			現 事 業 年								
			確 定 額							左の確定額に対応する前年度分の中間申告額	
			事業年度数		所得(収入)金額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告額		事業年度数	税 額
			確定申告のあったもの	左のうち決定したもの		確定申告のあったもの	左のうち決定したもの	事業年度数	税 額		
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	普通法人	分割法人 本県本店分	1,365	0	19,452,020	1,077,132	0	12	6,791	386	358,049
		他県本店分	6,160	0	57,961,653	3,311,202	0	5	771	1,963	893,530
		県内法人	32,648	71	66,966,946	3,195,056	131	88	21,226	2,889	950,702
		計 A	40,173	71	144,380,619	7,583,390	131	105	28,788	5,238	2,202,281
	特別法人 B	1,381	2	18,691,209	719,171	1	0	0	0	0	0
	公益法人等 C	771	1	2,337,191	114,581	0	0	0	0	0	0
	人格なき社団等 D	187	0	111,612	3,260	0	0	0	0	0	0
	清算法人 E	1,514	4	1,732,840	93,311	0	0	0	0	62	27,340
	特定信託 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定信託 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得課税分計(A+B+C+D+E+F+G) H		44,026	78	167,253,471	8,513,713	132	105	28,788	5,300	2,229,621	
収入金額課税分 I		85	0	480,044,671	3,672,241	0	2	13,890	76	1,783,575	
外形対象法人分 J		4,459	0		20,580,950	0	17	123,009	3,405	8,117,869	
合計(H+I+J)		48,570	78		32,766,904	132	124	165,687	8,781	12,131,065	

(注)

- この調は、当年度において確定したものについて作成した。
現事業年度分及び過事業年度分の区分は、次による(以下、法人の事業税関係において同じ。)
(イ) 現事業年度分
平成22年2月1日から平成23年1月31日までの間に終了する事業年度分。なお、同日後に終了する事業年度分で平成23年3月31日までに申告書の提出があり、当年度において調定したものについては、当該事業年度分を含む。
(ロ) 過事業年度分
(イ)の現事業年度分以前の事業年度分。
- 現事業年度分の 及び「所得(収入)金額」は、当年度において確定した税額(確定申告、修正申告、更正又は決定後の最終税額をいい、減免があった場合には減免後の税額をいう。)又はこれに対応する所得(収入)金額を記載した。
- 「事業年度数」は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれの事業年度ごとに1件として計上したが、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件とした。
なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。

事務所別内訳

区分			大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜	北部
所得課税分	普通法人	分割法人 本県本店分	39,364	96,354	583,408	368,096	18,385	54,387
		他県本店分	63,739	429,626	1,855,748	1,001,955	83,632	153,916
		県内法人	225,445	297,714	1,082,759	1,039,212	218,572	229,535
		計	328,548	823,694	3,521,915	2,409,263	320,589	437,838
	特別法人	16,274	66,893	74,067	447,425	14,706	19,148	
	公益法人等	1,990	5,950	44,040	67,883	2,689	4,681	
	人格なき社団等	92	92	1,367	358	256	354	
	清算法人	52	335	24,979	46,205	248	661	
	特定信託	0	0	0	0	0	0	
	法人課税信託	0	0	0	0	0	0	
収入金額課税分		995	240	994,498	2,718,391	6,912	3,841	
外形対象法人分		629,169	1,507,213	11,687,036	6,989,568	497,047	696,687	
合計		977,120	2,404,417	16,347,902	12,679,093	842,447	1,163,210	

(単位:件,千円)

度 分						過事業年度分			調定額合計 +	当年度に発生した歳出還付額
確定申告が翌年度になる 中間申告額		確定申告期限が翌年度 になる見込納付額		中間納付額の 歳出還付額		調定額	所得(収入)	調定額		
事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したのもの	当年度に収入したものの (+ +)	(+ +)	金額			
377	373,881	4	69,956	36,917	0	1,206,628	752,670	60,787	1,267,415	
2,032	1,049,982	14	15,662	118,080	0	3,602,167	1,328,960	109,572	3,711,739	
2,633	1,010,067	1	4	187,837	0	3,463,488	5,109,091	321,078	3,784,566	
5,042	2,433,930	19	85,622	342,834	0	8,272,283	7,190,721	491,437	8,763,720	
0	0	0	0	0		719,171	319,999	15,008	734,179	
0	0	0	0	0		114,581	274,415	15,591	130,172	
0	0	0	0	0		3,260	302	14	3,274	
8	357	0	0	9,486		75,814	53,492	1,636	77,450	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5,050	2,434,287	19	85,622	352,320	0	9,185,109	7,838,929	523,686	9,708,795	
72	1,813,566	1	6,912	1,908	0	3,724,942	2,517,028	19,331	3,744,273	
3,446	8,660,549	17	117,049	708,207	0	22,071,895		737,618	22,809,513	
8,568	12,908,402	37	209,583	1,062,435	0	34,981,946		1,280,635	36,262,581	362,484

- 4 「確定申告が翌年度になる見込納付額」は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため、法第72条の25第3項の規定によりその納期限が延長された法人が、見込納付を行った場合の額を記載した。
- 5 「中間納付額の歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。
- 6 「過事業年度分」の「所得(収入)金額」は、修正申告又は更正によるものは調定額に対応する金額を記載したが、前年度中に中間申告し、同年度中に確定申告すべき場合において、当年度に期限後申告された等で当年度調定となったものは、確定事業税額から中間納付額を控除した金額を記載した。
- 7 「当年度に発生した歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載したが、 の金額は含めていない。
- 8 「清算法人」の予納分は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(単位:千円)

栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
33,435	50,031	12,478	11,477	1,267,415
13,262	75,542	13,337	20,982	3,711,739
67,039	380,454	107,426	136,410	3,784,566
113,736	506,027	133,241	168,869	8,763,720
6,667	64,279	3,401	21,319	734,179
371	1,620	173	775	130,172
117	465	87	86	3,274
38	4,586	346	0	77,450
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	19,396	0	0	3,744,273
122,643	505,219	126,917	48,014	22,809,513
243,572	1,101,592	264,165	239,063	36,262,581